

# 収 支 報 告 書

平成 25 年 分

(平成 年 月 日開催分)

- 1 政治団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の氏名
- 4 会計責任者の氏名

でいりし <sup>ねもとたくみこうえんかい</sup>  
税理士による根本匠後援会  
 福島県郡山市堤下町8-10 郡山税理士会館  
 熊田 耕治  
 蒲生 博基

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政 党
<input type="checkbox"/>	政党の支部
<input type="checkbox"/>	政治資金団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	その他の政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/>	2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/>	同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 <u>根本匠</u>	
公職の種類 <u>衆議員議員</u>	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間			
平成	年	月	日から
平成	年	月	日まで

[事務担当者の氏名]

吉成元英

[電話]

024-942-2334

(収受印)



資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/>	有
<input checked="" type="checkbox"/>	無
公職の種類 _____	
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____	

資金管理団体の指定の期間			
平成	年	月	日から
平成	年	月	日まで

(選管使用欄)

団体番号	審査	入力記帳	備考
3895	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

	千	百	十	円
収 入 総 額 -----	5	5	9	1,777
(前年からの繰越額) -----	2	0	2	1,522
(本年の収入額) -----	3	5	7	0,255
支 出 総 額 -----	2	8	5	4,100
翌年への繰越額 -----	2	7	3	7,677

## 2 収入項目別金額の内訳

### (1) 個人の負担する党費又は会費

	千	百	十	円
金 額 -----				
員 数 -----				

### (2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	千	百	十	円	備 考
(7) 個人からの寄附 (うち特定寄附)					
(8) 法人その他の団体からの寄附					
(9) 政治団体からの寄附	3	0	0	0,000	
小 計 (7)+(8)+(9)	3	0	0	0,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)					
イ 政党匿名寄附					
合 計 (ア + イ)	3	0	0	0,000	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入						
事業の種類	金額				備考	
	千	百	十	円		
総会				57000	平成25年6月29日 3000円×19名 郡山市虎丸町3-18 ホテル/12ツ	
この頁の小計				57000		
合 計				57000		



(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	政治団体		
寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金額				年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	円				
福原義理と政治連盟			300	000	25.12.17	郡山市堤下町A-10.		
この頁の小計			300	000				
その他の寄附								
合計			300	000				

(その13)

## 3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表					
項 目	金 額				備 考
	億	百	千	円	
1 経 常 経 費					
(1) 人 件 費					
(2) 光 熱 水 費					
(3) 備 品・消 耗 品 費					
(4) 事 務 所 費					
経常経費小計					
2 政 治 活 動 費					
(1) 組 織 活 動 費			264	410	総会、根本匠地域みらい研究所、森まほ 郡山後援会、匠フォーラム
(2) 選 挙 関 係 費					
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費 ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費					
イ 宣 伝 事 業 費					
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費					
エ その他の事業費					
小 計((3)ア～エ)					
(4) 調 査 研 究 費					
(5) 寄 附・交 付 金					
(6) そ の 他 の 経 費			21	000	政治資金監査報酬
政治活動費小計			285	410	/
合 計			285	410	/



(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 組織活動費 ( 在外費 )				
支出の目的	金			額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体については、その名称)	支出を受けた者の住所(団体については、主たる事務所の所在地)	備考
	権	助	額					
国政報告会費			13	000	25.3.17	根本匠後援会	郡山市若葉町10-14	✓
〃			8	000	25.3.3	森村子後援会事務所	いわき市平字童子町2-2	✓
シンポジウム参加費			20	000	25.9.18	自由民主党 福島県東=宮城支部	郡山市若葉町10-14	✓
〃			20	000	25.11.14	匠フォーラム	東京都千代田区永田町2-2-12B	✓
シンポジウム参加費			39	940	25.12.19	熊田 耕治	郡山市菜根1-6-26	✓
この頁の小計			100	940				
その他の支出				630				
合計			100	1570				



(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資 産 等 の 総 括 表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の貸借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 26 年 4 月 5 日

政治団体の名称 税理士による根本匠後援会

会計責任者の氏名 蒲生博基 

代表者の氏名 

(解散の場合のみ記載)

- (備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
- 2 解散に伴う収支報告書の場合については、代表者であった者の記名押印又は署名が必要であり、署名は必ず代表者本人が自署すること。

# 政治資金監査報告書

平成26年 3月 31日

税理士による根本匠後援会  
代表 熊田 耕治 殿

登録政治資金監査人 加藤 英夫  
登録番号 第1510号  
研修修了年月日 平成20年12月5日

## 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、税理士による根本匠後援会の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、税理士による根本匠後援会の主たる事務所において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

## 3 業務制限

税理士による根本匠後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、税理士による根本匠後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上